

令和8年度 松戸市保育所(園)入所選考基準表

保育の実施基準		保護者の状況		基準点数	入所が認められる期間
就労	月20日以上	週あたり実働35時間以上かつ週5日以上働いている		100	必要な期間
		週あたり実働30時間以上かつ週5日以上働いている		90	
	月16日以上	週あたり実働24時間以上かつ週4日以上働いている		70	
		週あたり実働16時間以上かつ週4日以上働いている		65	
	上記に該当しないが月あたり実働64時間以上働いている		60		
妊娠・出産	切迫流産・切迫早産等により緊急性が認められる場合			150	必要な期間(産後については、 出産月を含め3か月の範囲内)
	妊娠中であるか又は産後間がないときで、医師の診断により特別な配慮が必要な妊娠・出産であると認められる場合			120	
	出産を間近に控えているか又は産後間がないとき			120	出産月を基準として前後2ヶ月の範囲内(最大5ヶ月)
	上記の他、妊娠しているとき			60	必要な期間(産後については、 出産月を含め3か月の範囲内)
保護者の疾病および障害	疾病	入院	現在入院中である時又は1ヶ月以内に入院が決定しているとき	100	必要な期間
		居宅内療養	30日以上療養が必要で、常時介護を要するとき	70	
			通院加療が必要で、体調不良により児童を保育できない状態のとき	50	
	障害	重度	身体・精神障害があり、介護を要するとき(身障2級以上、精神1級/療育手帳A以上)	100	
		中度	身体・精神障害があり、支援を要するとき(身障3級以上、精神2級/療育手帳B-1以上)	80	
		軽度	身体・精神障害があり、就労が困難なとき(身障4級以上、精神3級/療育手帳B-2以上)	60	
	上記の他通院・加療中で児童の保育に支障があるとき			50	
親族の介護および看護	親族の入院	30日以上入院中の親族を常時付添い看護・介護するとき		90	必要な期間
	親族が自宅等で療養	重度障害者(要介護認定3～5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度がAの1又はAの2である者)の介護をするとき		80	
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1～2、身体障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である者の介護をするとき		70	
	上記の他、看護・介護のための児童の保育に支障があるとき			60	
震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっているとき				110	必要な期間
求職	内定	月20日以上かつ週あたり実働35時間以上かつ週5日以上の仕事が内定している		80	3ヶ月以内 (入所後2ヶ月以内の内定が条件)
		月20日以上かつ週あたり実働30時間以上かつ週5日以上の仕事が内定している		70	
		月16日以上かつ週あたり実働16時間以上かつ週4日以上の仕事が内定している		60	
	上記には該当しないが、月あたり実働64時間以上の仕事が内定している			40	
	上記の世帯以外で求職中である場合			35	
就学	学校教育法に定める学校・職業訓練施設又はこれに準ずる施設に通学している			90	必要な期間
	上記以外の就労を目的とした就学	週5日以上の日中5時間以上のカリキュラム		80	
		週4日以上の日中5時間以上のカリキュラム		70	
その他	父母の不在	配偶者の死亡・行方不明・離婚・未婚などで父子家庭または母子家庭になっているとき		120	必要な期間
		上記に該当する場合で、申込み時現在市内の認可施設等に入所している児童が、転園を希望するとき		100	
	育児休業中の転園	転居等により在籍している施設への通園が困難な場合で、育児休業中に転園を希望するとき(父母ともに適用)		25	
	上記以外で児童福祉法の観点から、市長が特別に調整が必要と認めたとき			100	

※令和8年度4月入所選考から適用。

※選考基準は年度ごとに見直いたします。